

小樽市立幸小学校 いじめ防止基本方針

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題は、児童が夢と誇りを持ち、生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。

本校では、児童の尊厳を守るために、北海道や小樽市の方針を踏まえて、「小樽市立幸小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの問題に真剣に取り組み、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めて来しました。

いじめの問題への取組の更なる充実に向けて、道と市町村及び国が一層連携して迅速かつ組織的な対応を徹底するとともに、学校間、地域間の連携を深め、児童に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進する必要があるため、道、そして市が基本方針を改訂したことを受け、本校においても基本方針の改訂を行います。

II いじめの理解

1. いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
(いじめ防止対策推進法第2条、北海道いじめの防止に関する条例第2条)

- (1) いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- (2) インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- (3) 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を「幸小さいじめ0推進会議」で情報共有して対応する。

(4) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

(5) 児童が多様性（「性的マイノリティー」、「多様な背景を持つ児童」等）を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

2. いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「幸小いじめ0推進会議」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「幸小いじめ0推進会議」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「幸小いじめ0推進会議」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

III 本校の基本姿勢

いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を行います。

- | |
|--|
| 1 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働 |
|--|

や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

- 2 児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。
- 3 児童が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう道徳教育や人権教育を充実させながら、指導、支援します。
- 4 いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- 5 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法等を学習させるとともに、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等を通じて、生活習慣の改善とインターネット上のいじめに対処する体制を整備します。
- 6 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、児童一人一人の状況の把握を組織的に行います。
- 7 いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。
- 8 いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。
- 9 いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。いじめたとされる児童に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- 10 保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。
- 11 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「幸小いじめ0推進会議」に報告し、学校の組織的な対応に繋がります。「幸小いじめ0推進会議」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通します。
- 12 教職員は、児童に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

IV 本校の施策

1. 「小樽市立幸小学校いじめ防止基本方針」の策定

本校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や北海道および小樽市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「小樽市立幸小学校いじめ防止基本方針」として定めます。

(1) 意義

- ・ 「小樽市立幸小学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害児童への成長支援の観点を位置付けることにより、いじめの加害児童への支援につながる。

(2) 取組の具体

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
- ・ いじめの防止等に向けた具体的な指導内容をプログラム化した「幸小いじめ0プログラム」の策定
- ・ いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
- ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル「早期発見・事案対処マニュアル」の策定
- ・ 「小樽市立幸小学校いじめ防止基本方針」におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
- ・ 「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
- ・ 「幸小いじめ0推進会議」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
- ・ 加害児童に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
- ・ 「幸小いじめ0推進会議」を中心としたPDCAサイクルによる点検および見直しの取組
- ・ 「小樽市立幸小学校いじめ防止基本方針」において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・ 学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ・ 学校は、策定した「小樽市立幸小学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童、

保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

- ・ 市立学校は、学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ・ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

2. 本校の組織づくり

本校は、複数の教職員等によって構成される「幸小いじめ0推進会議」を組織します。日頃からいじめの問題等、児童指導上の課題に対応するための組織として位置付けている生徒指導部会、生徒指導委員会等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものであり、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加も求めます。

(1) 意義

- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

(2) 取組の具体

- ・ 自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により学校の実情に応じて構成する。
- ・ 可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。
- ・ 個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
- ・ 教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
- ・ 「小樽市立幸小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進める。

(3) 「幸小いじめ0推進会議」の体制整備

「幸小いじめ0推進会議」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。また、管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「幸小いじめ0推進会議」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

- ・ 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・ いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- ・ 当該組織に集められた情報は個別の児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・ 迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

(4) 「小さいじめ0推進会議」の役割

- ・ 「小樽市立幸小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・ 「小樽市立幸小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 「小樽市立幸小学校いじめ防止基本方針」における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 「小樽市立幸小学校いじめ防止基本方針」が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ・ 「小樽市立幸小学校いじめ防止基本方針」の内容が、児童や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- ・ 被害児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「小さいじめ0推進会議」の役割が、児童や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

3. 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の3つの段階に応じて、いじめ

の防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととします。

以下に各段階における取組例を示します。

(1) 未然防止

学校においては、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、学校は児童に対して、傍観者とならず、「幸小いじめ0推進会議」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

- ① 児童が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任を持って行動できるような規律があり、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくり
- ② 児童の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけ
- ③ 学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気の醸成
- ④ 「いじめに関する授業」の学期ごとの実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめをしない、させない態度・能力の育成
- ⑤ いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わず誰かに相談することを促す指導の促進
- ⑥ 児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ⑦ 学校の教育活動全体を通じた、教員と児童との信頼関係の構築
- ⑧ いじめの問題の理解と対応にかかわる学期ごとの校内研修等を通じた教員の資質の向上
- ⑨ 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の推進
- ⑩ 児童及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- ⑪ 家庭訪問、学校便りなどを通じた家庭との緊密な連携・協力
- ⑫ 配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編制や学校生活の節目の適切な指導
- ⑬ 「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童に対して必要な組織的指導
- ⑭ 「多様な背景を持つ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対して必要な組織的指導

(2) 早期発見

学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いとい

う認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。

- ① いじめ防止キャンペーン、各学期に1回の定期的なアンケート調査、子ども理解支援ツール「ほっと」(道教委)や学校環境適応感尺度「アセス」、教育相談の実施等により、早期のいじめの実態把握と児童がいじめを訴えやすい体制の整備
- ② 学校いじめ対策組織による事実関係の把握と積極的ないじめの認知
- ③ スクールカウンセラーによる、全員を対象とした個別面接の実施
- ④ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ⑤ 「行動記録や会議等による教職員全体のいじめに関する情報の共有と教育委員会への報告
- ⑥ ネットパトロールなどによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化

(3) 早期対応

学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

- ① 「小樽市立幸小学校いじめ防止基本方針」や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記する。
- ② いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保する。
- ③ いじめを受けた児童へのスクールカウンセラー等による教育相談を行う。
- ④ いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ⑤ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す指導をする。
- ⑥ いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の保護者への支援、助言をする。
- ⑦ いじめを行った児童の保護者への協力要請及び助言をする。
- ⑧ 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有する。
- ⑨ 関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- ⑩ 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応する
- ⑪ いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童に合わせた継続的なケアを行う。
- ⑫ いじめを行った児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

⑬ これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

平成 25 年	1 2 月 2 5 日	策定
平成 27 年	4 月 2 4 日	一部改正
平成 28 年	4 月 1 4 日	一部改正
平成 29 年	4 月 1 2 日	一部改正
平成 30 年	4 月 1 7 日	一部改正
令和 元年	6 月 2 6 日	一部改正
令和 5 年	7 月 2 4 日	一部改正
令和 6 年	6 月 1 日	一部改正
令和 6 年	1 0 月 3 1 日	一部改正